



安心して安全に暮らせる町づくりのために！ 「ながらパトロール」を試してみませんか

問 住民課 くらしの安心・安全係 ☎85-8171

町では、安心して安全に暮らせる町づくりのために「ながらパトロール」をしていただける方を募集しています。登録された方には、腕章とミマモリストラップを配布します。登録用紙は、住民課くらしの安心・安全係（役場1階）で配布するほか、基山町ホームページでもダウンロードできます。



- 受付・登録 住民課くらしの安心・安全係（役場1階）で随時受付
- パトロール地域 町内全域
- 対象 町内在住で、「ながらパトロール」に賛同していただき、町に登録を行っていただける方

「ながらパトロール」とは？



ながらパトロールは、「買い物をしながら、散歩やジョギングをしながら」など、何かをしながら「人の目」による防犯力で犯罪を未然に防ぐ活動です。日常生活で、無理のない時間に誰もが簡単にできる取り組みです。



例えば、子どもたちの登下校の時間に、散歩やジョギングをしながら、家の前の清掃をしながら、子どもたちを見守ることで、不審者の声かけなどの抑止効果になります。

◎「ながらパトロール」に登録していただいているみなさまへ

いつもありがとうございます。

パトロールしていただく時は、ぜひ、「地域防犯」などの腕章やミマモリストラップの着用をお願いします。子どもたちが安心します。



ぜひお越しください！ 屏風『天神縁起画伝』の限定公開を行います

問 教育学習課 ふるさと歴史のまち推進係 ☎92-2200

『天神縁起画伝』の限定公開を行います。

『天神縁起画伝』とは、各地で「天神さま」として信仰されている菅原道真の生涯を描いたものです。

この屏風は、園部古屋敷の集落に昔から伝わっていたものを平成28年に町にご寄贈いただいたものです。かつては、年に一度、地域の方が集まり、虫干しも兼ねて公開され、子どもたちへの教えを説く「絵解き」なども行われていたそうです。江戸時代に制作されたとされるこの屏風には、菅原道真の生涯に関わる様々なシーンが色鮮やかに、かつ緻密に描かれています。

また、同時に園部分校で長く使用された鐘も展示します。ぜひご覧ください。

▽日時 8月20日(土)、21日(日) 午前10時～午後3時

▽公開場所 基山町立図書館 多目的室 ※参加無料、申込み不要



【佐賀地方法務局からお知らせ】

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

問 佐賀地方法務局 人権擁護課 ☎0952-26-2195

いじめや虐待など、子どもの人権に関する悩みごと、心配ごとの電話相談に応じます。ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。相談内容についての秘密は固く守られます。

▽期間 8月26日(金)～9月1日(木)

▽受付時間 午前8時30分～午後7時 ※8月27日(土)、28日(日)は午前10時～午後5時

▽相談窓口(フリーダイヤル) 0120-^{ぜろぜろななの}007-^{ひやくとおぼん}110

▽相談担当者 法務局職員、人権擁護委員



消費生活コラム vol.32

偽警告表示 プリペイド型電子マネーで支払わせる手口に注意

問 住民課 暮らしの安心・安全係 ☎85-8171

【事例】

突然、警告がパソコン画面いっぱいに表示された。慌てて表示された連絡先に電話すると「パソコンが汚染されており、緊急を要する。電話を切らずにプリペイド型電子マネーで2万円を支払え」と指示された。すぐにコンビニで2万円分購入し、番号を伝えたが「番号が間違っている。再度2万円分購入してきて」と言われ、再度購入し番号を伝えた。翌日「さらに2万円支払えば4万円返金する」と意味の分からないことを言われた。(60歳代 女性)



【ひとこと助言】

- ・プリペイド型電子マネー(以下「電子マネー」という。)での支払いを指示する詐欺的な手口として「パソコンやスマートフォンに突然偽の警告画面を表示して慌てさせ連絡させる」というものが出てきています。
- ・カード番号だけで利用できる電子マネーは、番号を一度相手に伝えてしまうとお金を取り戻すことは非常に困難です。絶対に番号を伝えてはいけません。
- ・セキュリティ対策には、あらかじめ信頼できるセキュリティソフトをインストールしておく等の対応を行い、見慣れない警告画面の指示に従ってはいけません。
- ・困ったときは、すぐに消費生活相談窓口等にご相談ください。

一般的な情報セキュリティ(主にウイルスや不正アクセス)に関する技術的な相談窓口

独立行政法人情報処理推進機構 IPA 情報セキュリティ安心相談窓口 ☎03-5978-7509

受付時間: 午前10時～12時・午後1時30分～5時



【HPはこちら】

▼参考 独立行政法人国民生活センター発行 見守り新鮮情報第388号より

有料広告

健康的な身体づくり・運動不足解消に!!
マンツーマントレーニングで
身体を整えましょう! (マッサージ付)

※コロナ対策を十分に行っておりますので、安心してトレーニングすることができます。

I's TOTAL BODY STATION 基山駅前店

アイス基山駅前整骨院

お問い合わせ

☎ **0942-85-9787**

〒841-0201 佐賀県三養基郡基山町大字小倉532 JR基山駅構内





交通安全コラム Vol.36

全ての座席でシートベルトの着用を!

問 住民課 暮らしの安心・安全係 ☎85-8171

シートベルトの確実な着用

シートベルトは、交通事故に遭った場合の被害を大幅に軽減するとともに、正しい運転姿勢を保たせることにより疲労を軽減させるなど、様々な効果があります。

自動車を運転するときは、運転者がシートベルトを着用し、助手席や後部座席の同乗者にもこれを着用させなければいけません。(病気などやむを得ない理由がある場合を除く。)(道路交通法第71条の3)



後部座席シートベルト非着用の危険性

後部座席でシートベルトを着用せずに交通事故に遭った場合、次のような危険性があります。

■ 車内で全身を強打

交通事故の衝撃により、すさまじい力で前席や天井、ドア等にたたきつけられる可能性があります。

■ 車外放出

衝突の勢いが激しい場合、後部座席から車外に放り出され、アスファルトに体を叩きつけられたり、後続車両にひかれたりする可能性があります。

■ 前席の人が大けが

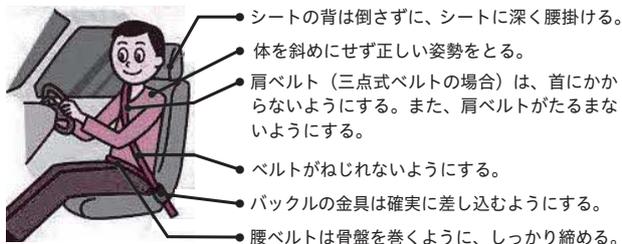
衝突の勢いで後部座席の人が前方に投げ出されると、前席の人が頭に大けがを負う可能性があります。

シートベルトの正しい着用方法

～シートベルトは正しく着用しましょう～

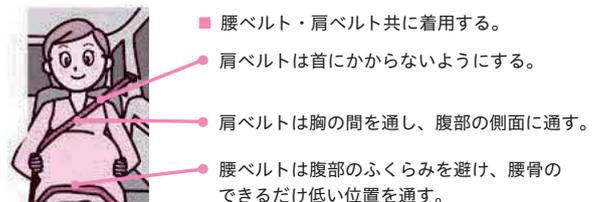
シートベルトの正しい着用法

シートベルトは正しく装着すると交通事故にあった場合の被害を大幅に軽減できます。



妊娠中のシートベルト着用法

シートベルトは正しく着用することにより、交通事故の被害から母体や胎児を守ることができます。ただし健康保持上、シートベルトの着用が適当かどうかを医師に確認しましょう。



6歳未満の幼児にはチャイルドシートの着用

運転者は、チャイルドシートを使用しない幼児を乗車させて自動車を運転してはいけません。(道路交通法第71条の3第3項) 幼児を乗せて自動車を運転する時は必ずチャイルドシートを使用しましょう。

チャイルドシートの正しい使用方法

チャイルドシートは、取扱説明書などに従って、正しく使用しましょう。事故の被害を軽減するほか、子どもが運転操作を妨げることを防止できます。

- 子どもの成長に合わせ、体格に合うものを使用しましょう。
- なるべく後部座席で使用しましょう。(助手席エアバッグ装備の場合)
- 座席に確実に固定しましょう。(やむを得ず助手席に設置する場合は、座席をできるだけ後ろに下げ、前向きに固定しましょう。)



シートベルトの着用は、運転者自身のほか、同乗している家族や友人の大切な「命」を守ることに繋がります。自動車に乗ったら前席も後席もシートベルトを着用しましょう。

